

「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」 の改定について

平成30年6月29日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. 経緯・趣旨

(1) 接続約款変更案に対する意見募集の結果

- ① 平成30年度接続料の新設・改定等のための接続約款変更の認可申請に対する意見募集において、接続事業者(KDDI)から、指針に基づく「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」に関する検証の具体的方法について、接続料総額がNTT東日本・西日本着信に係る通話を対象としているのに対し、その比較の対象となる利用者料金収入にはNTT東日本・西日本以外の他事業者(KDDI、ソフトバンク等)に着信する通話も含まれているのではないかとの指摘があり、これに対し、NTT東日本・西日本からは、ご指摘のとおりであるが他事業者0ABJ着信通話等に係る収入を利用者料金収入において区分することは困難との再意見が提出された。
- ② これを受け、情報通信行政・郵政行政審議会の答申では、他事業者接続料を含めて検証を行うことが適当とされた。
(総務省では、NTT東日本・西日本に対し、今後の検証の見直しについて要請するとともに、平成30年度接続料については他事業者接続料を含めて自ら再検証を実施した)

(参考)東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見並びにそれに対する考え方(平成30年度の接続料の新設及び改定等)

【KDDI意見】(抜粋)

- 「加入電話・ISDN通話料」「ひかり電話」の利用者料金収入は、当社が料金設定をしているものに限るとなっていますが、振替接続料がNTT東・西着信時(加入電話、ひかり電話着)を対象としているのに対して、利用者料金収入はNTT東・西着信時以外も含まれている可能性があり、比較対象が正しくないのではないかという点(利用者料金収入にNTT東・西着信時以外の収入も含まれているのであれば、正しい比較検証とならない)

【NTT東日本・西日本再意見】(抜粋)

- ご指摘のとおり、今回報告した「接続料と利用者料金の関係の検証」における利用者料金収入には当社電話サービス着信通話に係る収入以外にも他事業者0ABJ着信通話等に係る収入が含まれていますが、現時点、他事業者0ABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難です。

【考え方】(抜粋)

- 「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」については、NTT東日本・西日本から「現時点、他事業者0ABJ着信通話等に係る収入を精緻に把握して、利用者料金収入から除外することは困難」と表明されているように、NTT東日本・西日本に着信する通話と他事業者に着信する通話が区別されていない中では、これらのサービスの提供のためにNTT東日本・西日本が他事業者に支払う接続料を含めて検証を行うことが適当であり、今後のNTT東日本・西日本における検証の見直しについて、総務省から要請することが適当である。
- なお、今回の申請に関しては、総務省において「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」について改めて接続料と利用者料金との関係について検証を行ったところ、その結果は別紙2のとおりであるとのことであった。この結果によると、接続料と利用者料金との関係において、不当な競争を引き起こすものとは認められなかったという当初の結論は引き続き妥当であると考えられる。

【別紙2】(抜粋)

- NTT東日本・西日本からは、「加入電話・ISDN通話料」の語で表される電気通信役務の範囲について、これまで指定電気通信役務損益明細表にいう「市内・市外通信」(自社網内通話及び他社直収宛通話)とみなしてきたが、他事業者に支払う接続料を含めて検証を行うことが適当とのことであれば、他事業者に接続料を支払う通話である移動体・PHS宛通話、050番号宛通話及び移動体・PHS発フリーアクセス着の通話も含む通話料全体(※)に範囲を見直すことがより適正と考える旨の申出があったところ、そうした通話料全体での検証も有用と考えられる。

※NTT東日本・西日本が利用者料金を設定するもの

(2) 改定の趣旨

- ① 現行の指針では、利用者料金収入の比較対象となる接続料総額はNTT東日本・西日本が設定する(取得すべき)接続料の総額とされているため、これに他事業者接続料を加えることとする改定が必要となる。
- ② 本指針は価格圧搾による不当な競争が引き起こされていないかを検証するものであるから、サービス競争がなされる範囲又は潜在的なサービス競争の可能性のある範囲での検証を行う必要がある一方で、本指針の主な目的であるNTT東日本・西日本の認可接続料(振替接続料)の調整要否の判断の観点からは、サービス提供のため振替接続料のみを負担することとなる範囲に可能な限り一致する形での検証を行うことが適当とも考えられる。
- ③ この点、例えば加入電話・ISDN通話料における他事業者接続料を支払う通話の中には、「0036」をダイヤルして発信する携帯電話宛の通話など、利用者料金額(単価)等の要素により他の通話(他事業者接続料を支払うことのない通話)と通常の利用者が区別可能なもの※があり、これを除いた範囲での競争があり得ると考えることができるから、そうした最小限の範囲による検証を行うべき旨規定することが適当と考えられる。

※具体的には、「加入電話・ISDN通話料」及び「ひかり電話」について、現段階では「移動体・PHS着」、「050着」、「フリーアクセス着」及び「国際着」が該当すると考えられる。

■加入電話・ISDN通話料(NTT東日本の場合)

【凡例】 ○:算入する ×:存在するが算入しない -:存在しない

同一料金
※3

呼種(需要の種類)※1			利用者料金収入	接続料等総額	
発	→	着		振替接続料	他事業者接続料
東日本PSTN発	→	東日本PSTN着※2	○	○	- ※4
	→	東日本ひかり電話着※2	○	○	-
	→	他社直収着※2	○	○	×→○
移動体・PHS発	→	移動体・PHS着	×	×	×
	→	050着	×	×	×
	→	東日本フリーアクセス着	×	×	×

これまでの
検証範囲

※1 NTT西日本着の通話は、中継事業者の料金設定となるため含まれない。
また、移動体・PHS着の通話は、「0036」等をダイヤルして発信しなければ着側等の料金設定となり、上表に計上されない。
※2 フリーアクセス着を含む。⇒今後の検証ではできる限り除外。 ※3 フリーアクセス着を除く。
※4 IC間について他事業者接続料又はそれに相当するものあり(×→○)。P. 5参照。

今後の
検証範囲(※)

※できる限りこれ以外の
範囲を除くこととする

サービス全体の範囲
(NTT東日本・西日本
による)

■ひかり電話(NTT東日本の場合)

同一料金
※2

呼種(需要の種類)			利用者料金収入	接続料等総額	
発	→	着		振替接続料	他事業者接続料
東日本ひかり電話発	→	東日本PSTN着※1	○	○	-
	→	東日本ひかり電話着※1	○	○	-
	→	西日本PSTN着※1	○	○	×→○
	→	西日本ひかり電話着※1	○	○	×→○
	→	他社直収着※1	○	○	×→○
移動体・PHS発	→	移動体・PHS着	○→×	○→×	×
	→	050着	○→×	○→×	×
	→	国際着	○→×	○→×	×

これまでの
検証範囲

※1 フリーアクセス・ひかりワイド着を含む。⇒今後の検証ではできる限り除外。 ※2 フリーアクセス・ひかりワイド着を除く。

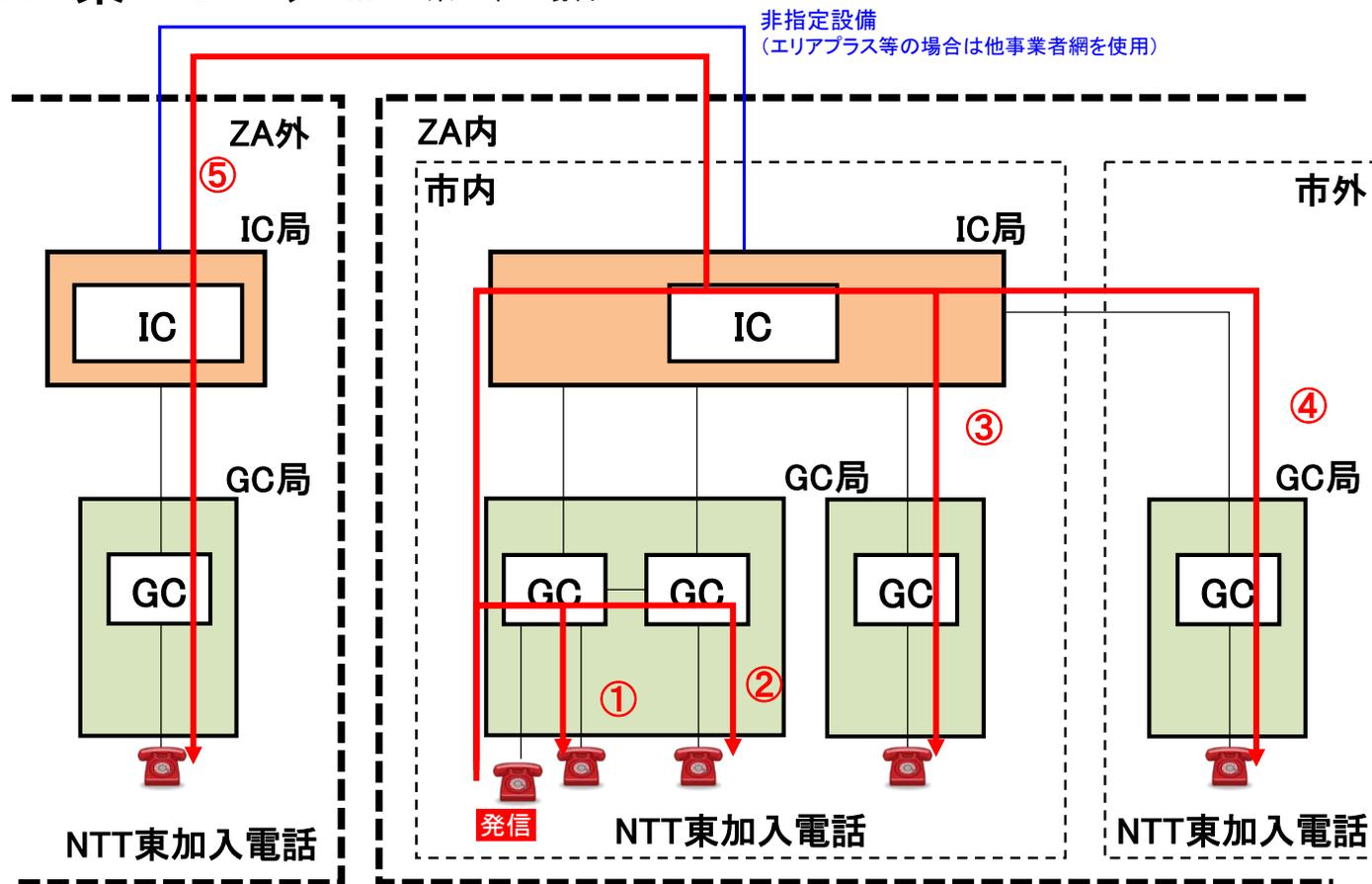
2. 主な改定内容

- (1) 加入電話・ISDN通話料やひかり電話等(※)、その提供のために他事業者接続料を支払う検証対象(サービス)については、他事業者接続料の総額を振替接続料の総額に加えた上で検証を実施するものとする。
※現時点で加入電話・ISDN通話料とひかり電話以外に該当するものは想定されない。
- (2) 同時に、(1)の検証に当たっては、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要(通話)をできる限り除くものとする。
(念のため、利用者料金収入に対応する需要と振替接続料・他事業者接続料の総額の算定に用いられる需要は一致すべき旨も明記)
- (3) 今般、認可申請時の検証において収容率の算定方法等について見直しを行ったこと、及び意見募集結果を受けた再検証の過程においてNTT東日本・西日本からより適正な検証方法についての申出があったこと等を踏まえ、今後も、具体的な検証方法については、その適正性の確保のため必要な範囲内において変更できることを明記するとともに、変更したときは、変更の内容及び理由を結果とともに報告・公表※する旨明記する。
※認可申請時に実施。非公表とする正当な理由がある部分を除く。

3. 意見募集等

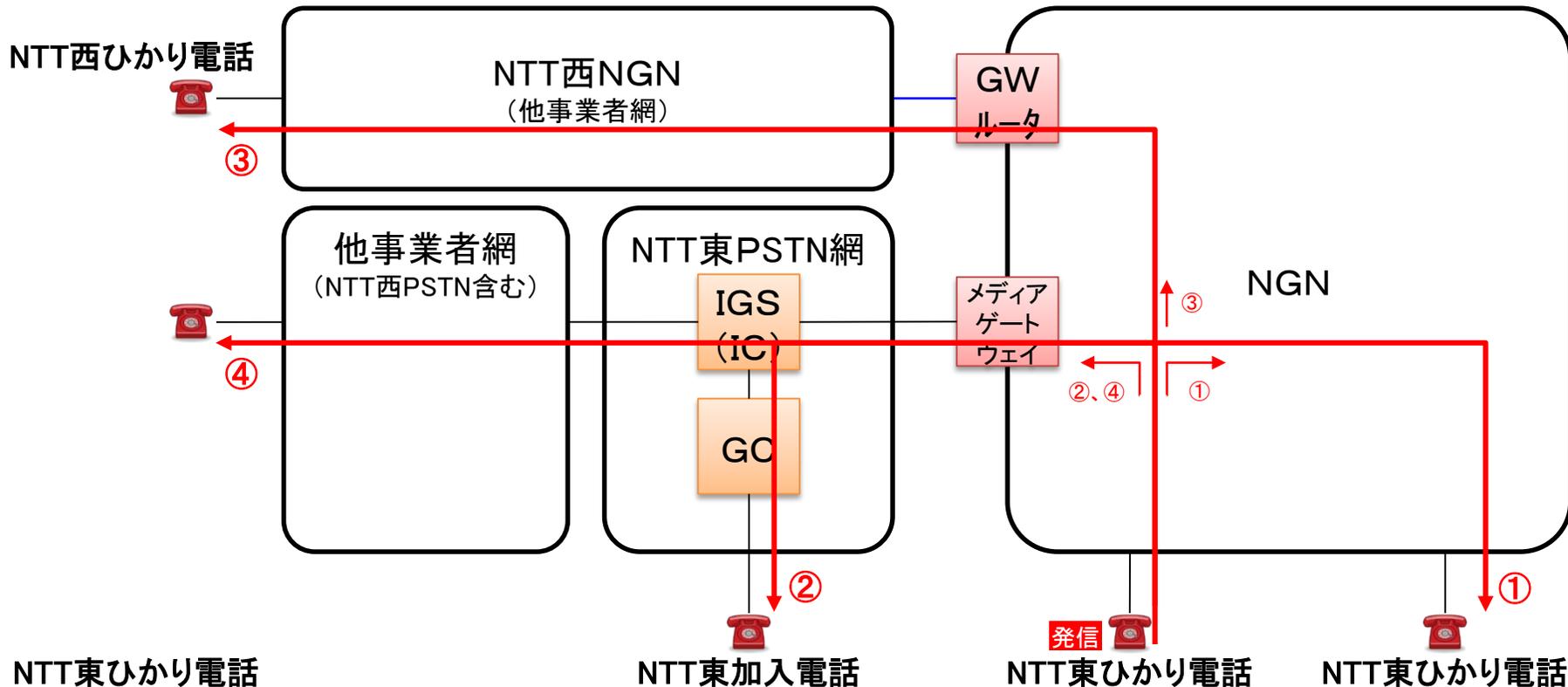
- (1) 本改定案は、平成30年6月22日(金)に公表。翌23日(土)から7月23日(月)までの間、意見募集を実施。
- (2) 今後、意見募集の結果及び「接続料の算定に関する研究会」での検討の状況も考慮しつつ、改定を実施するとともに、必要に応じ、具体的な検証の方法等についてさらに検討していく。

<NTT東-PSTN> ※NTT東日本の場合



通信形態		利用機能	通信形態	利用機能
①	同一交換機	市内通信機能	⑤ 県内市外通話(ZA間) 県間通話(エリアプラス等)	加入者交換機能×2 加入者交換機回線対応部共用機能×2 中継交換機能×2 中継交換機回線対応部共用機能×2 中継伝送共用機能×2 (エリアプラス等の場合は他事業者接続料を含む) 以下は今後できる限り算入 ・県内市外通話の場合の非指定設備に係る県間接続料(中継区間伝送機能) ・エリアプラス等の場合の卸電気通信役務に関する料金(他事業者接続料相当)
②	同一ビル別交換機	市内通信機能		
③	市内別ビル	市内通信機能		
④	県内市外通話(ZA内市外)	加入者交換機能×2 加入者交換機回線対応部共用機能×2 中継交換機能 中継交換機回線対応部共用機能×2 中継伝送共用機能×2		

<NTT東-ひかり電話> ※NTT東日本の場合



	通信形態	利用機能		通信形態	利用機能
①	NGN網内通話	IGS接続機能※1 IP網県間区間伝送機能	③	NGN東西間通話	中継局接続機能 IP網県間区間伝送機能 他事業者接続料(NTT西日本の中継局接続機能及びIP網県間区間伝送機能)
②	自社内通話 (東PSTN着)	IGS接続機能 IP網県間区間伝送機能 加入者交換機能 加入者交換機回線対応部共用機能 中継交換機能 中継交換機回線対応部共用機能 中継伝送共用機能	④	他事業者宛通話 (NTT西PSTN含む)	IGS接続機能 IP網県間区間伝送機能 他事業者接続料(NTT西日本の※2印各機能を含む)

※1 メディアゲートウェイの接続料(音声パケット変換機能)が算入されているため、NGNのアンバンドル機能を用いることにより算出される額より高額な振替接続料が計上されている。